

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和5年12月21日

経済産業大臣 齋藤 健 殿
国土交通大臣 斉藤鉄夫 殿

住 所 北海道帯広市西22条北1丁目5番5号
名 称 株式会社エアシェア
代表者の氏名 代表取締役 進藤寛也

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社はIT技術を用いたシェアリングエコノミー技術（以下、「本技術」という）による交通の活性化を目指しており、既に国土交通省航空局との綿密な協議の末、航空の分野において自家用機とパイロット、利用者の三者をマッチングさせることによるシェアリングエコノミーサービスを実現している。

本技術は、航空機のみならず船舶や車両等含む操縦機器と非操縦機器全般に適用可能な仕組みとして特許（出願番号：[REDACTED]）を取得しており、当該技術を用いて空の移動だけではなく、地上での移動にも有益なサービスを構築したいと考えている。

そこで、当社の新事業活動として、[REDACTED] Web上でマッチングさせるシェアリングエコノミーサービス（以下「本サービス」という）の提供を考えている。

本サービスは、車両分野におけるシェアリングエコノミーを実現させることで高齢化社会によるドライバー不足に悩まされているタクシー業界に一定の解決方法を提案できると考える。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

本サービスではWebサイト上で、[REDACTED] 「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」及び「役務の新たな提供方法の導入」に該当すると考える。

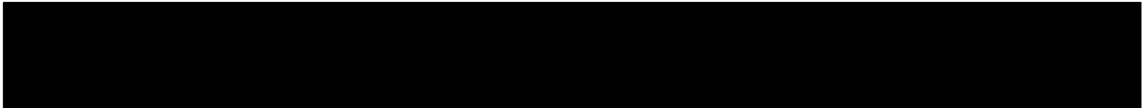
<新事業の背景>

コロナ禍が終わり、インバウンドが多く日本を訪れる中、タクシー業界では高齢化に伴う引退や少子化によるドライバーの新規就労者数が減少しており、車両の保有台数以下のドライバーしか確保できないタクシー事業者が増えている。

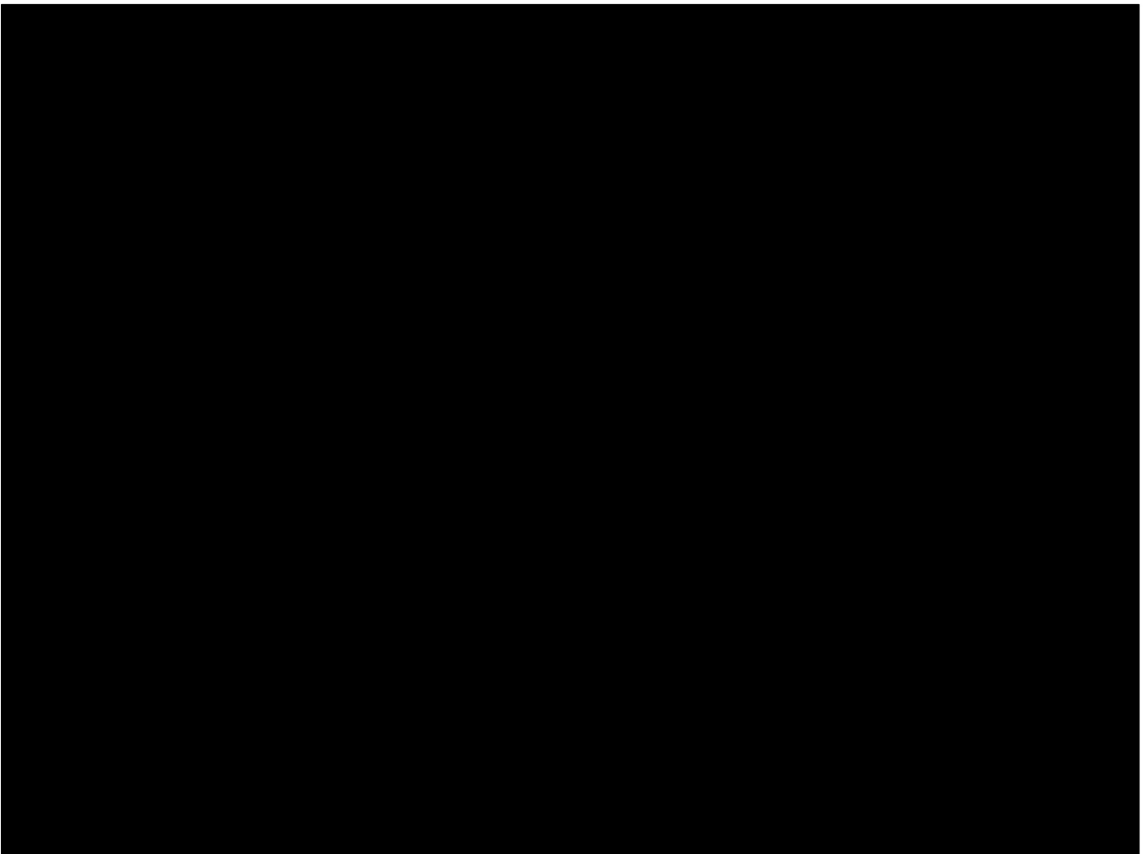
また、インバウンドに加え、多くの日本人が日本国内の観光地を訪れる機会も増えている中で、2次交通の代名詞とも言えるタクシーが圧倒的に供給不足となっており、北海道の代表的な観光地である札幌やニセコにおいても観光客の交通の便は著しく悪化している。

例として、ニセコ地域では12月中旬から3月上旬の期間にかけて大量のインバウンドが観光に訪れているが、近隣にはレストランや買い出しを行える店舗が少なく、またバス路線などの公共交通機関も十分に無いため、滞在者は自家用車もしくはタクシーでの各自移動が必須となっている。しかし、特に夕方から夜間にかけて食事や買い出しのために外出、移動をしようとしても、需要に対して近隣のタクシーの供給台数は全く足りておらず、乗車まで3時間待ちといった事態が発生している。

これはタクシーを運良く確保できた者が、再度乗車するための長時間の待ちを嫌い、食事中であってもタクシーを待たせておくといった行動をとるために生じている現象である。

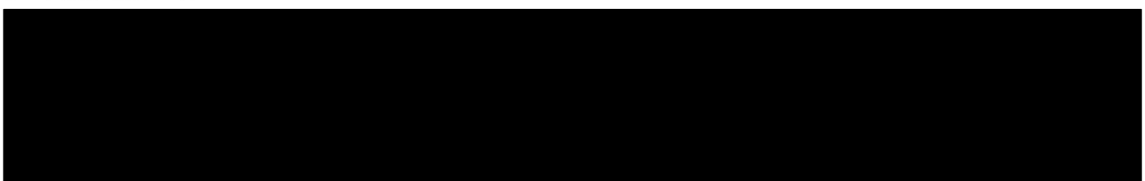


<需要の見込み>

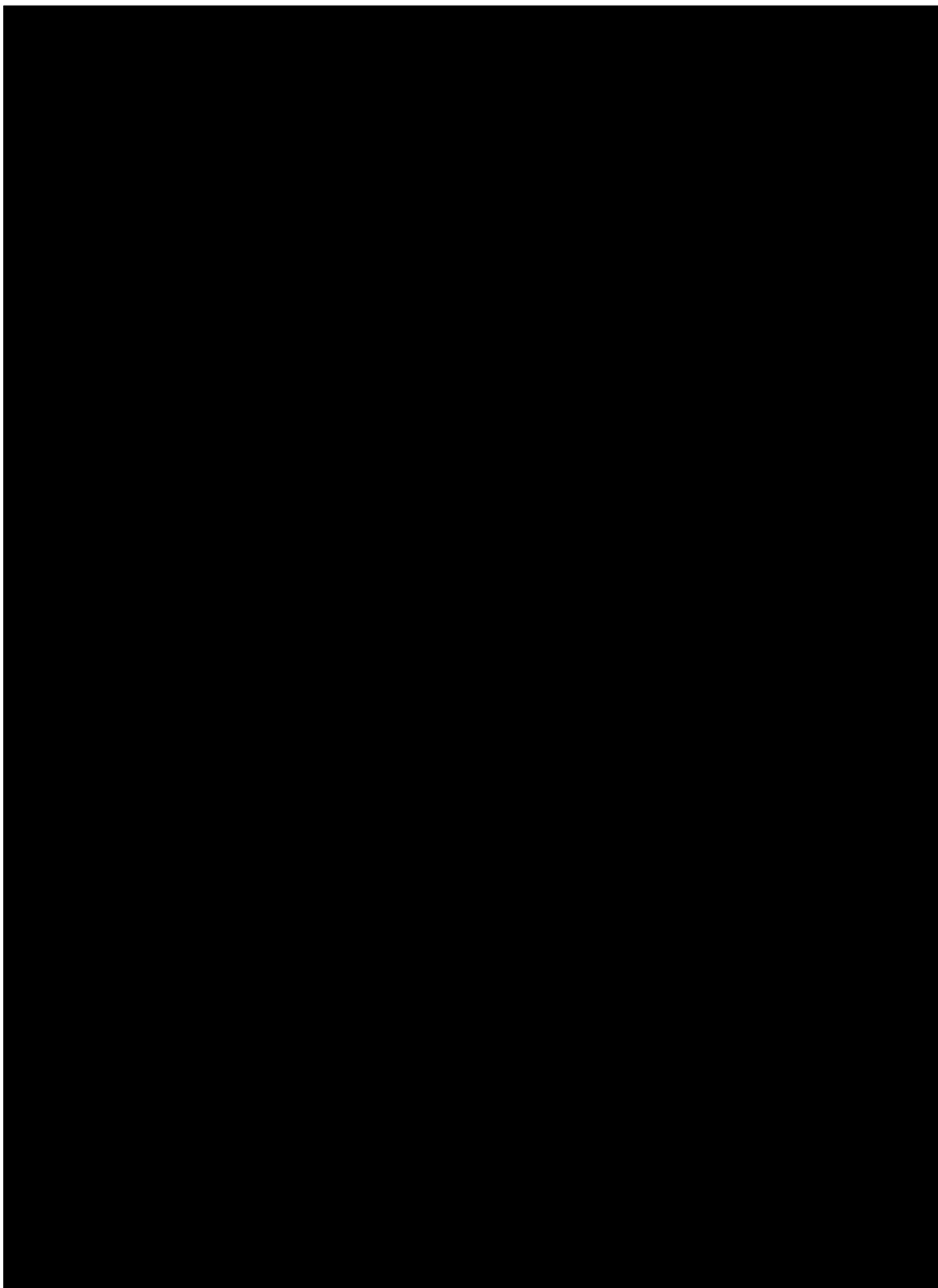


3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

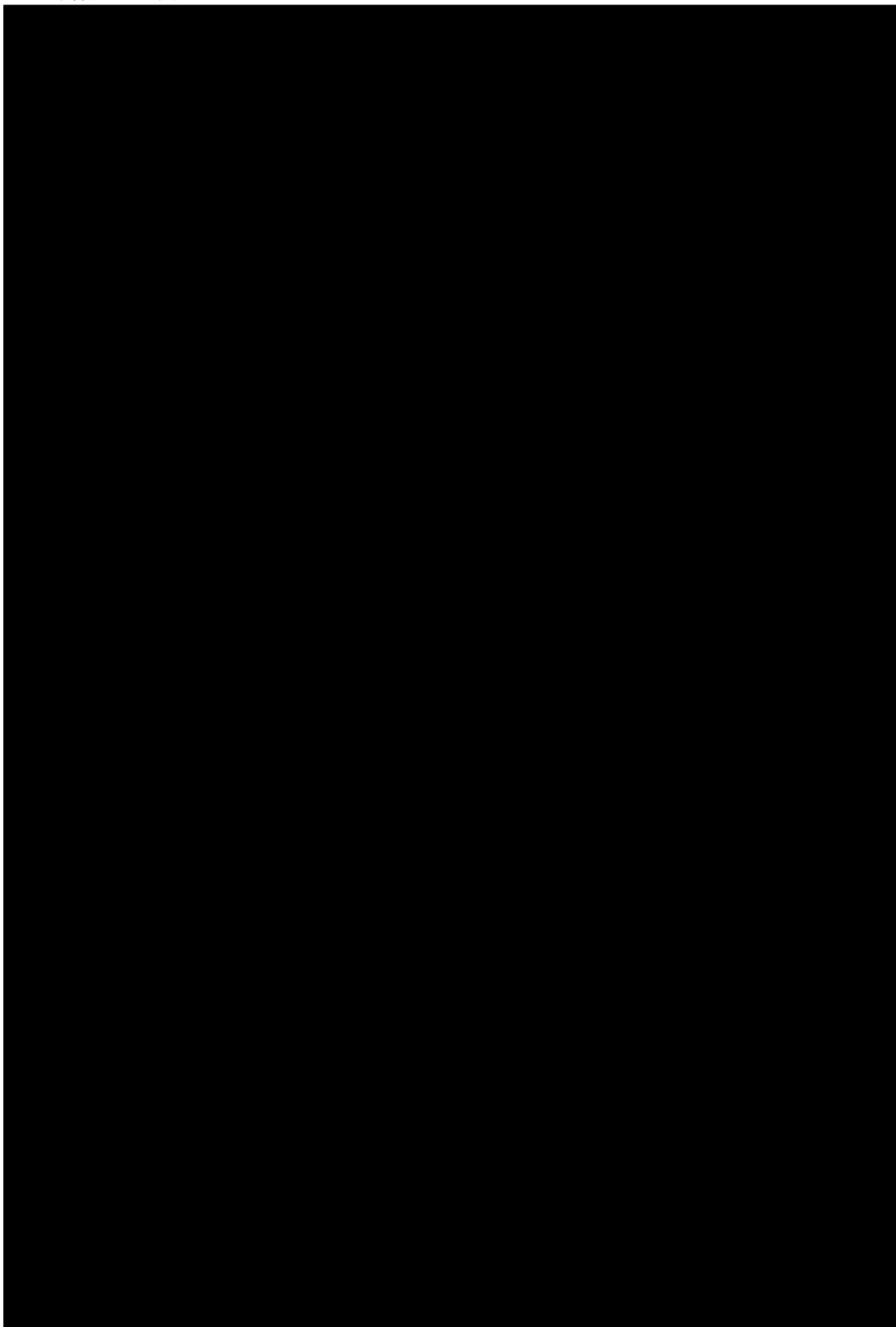
(1) 事業実施主体



(2) 事業概要



<事業フロー図>





(3) 新事業活動を実施する場所

ニセコ周辺エリア。

2024年より、北海道エリアにてサービススタート。以後、順次エリアを拡大予定。

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2023 年 12 月	ニセコエリアでの実証実験開始
2024 年 3 月	ニセコエリアでの実証実験終了
2024 年 4 月	本サービスサイト開発
2024 年 7 月	サービス発表
2024 年 9 月	北海道エリアでの本サービス開始

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

道路運送法

(定義)

第二条 この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。

2 この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であって、次条に掲げるものをいう。

(略)

(有償貸渡し)

第八十条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

2 国土交通大臣は、自家用自動車の貸渡しの態様が自動車運送事業の経営に類似していると認める場合を除くほか、前項の許可をしなければならない。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

本件においては、本サービスが道路運送法第2条第3項における「旅客自動車運送事業」に該当しないこと、及び同法第80条における有償貸渡しに該当しないことを確認したい。

<当社の考え>

(1) 「旅客自動車運送事業」は、道路運送法第二条3項において、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」とされている。

(2) 上記定義については、国土交通省より、平成30年3月30日付事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」の内容に基づいて作成、公開されているパンフレット内「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」にて、「道路運送法第2条第3項において、①他人の需要に応じ、②有償で、③自動車を使用して、④旅客を運送する、⑤事業を旅客自動車運送事業であると規定しており、①～⑤の要件全てに該当する場合は同法に基づく許可を受ける必要があります。」とされている。

(3) したがって、当社の行う新事業活動は「旅客自動車運送事業」に該当しない。

7. その他

＜グレーゾーン解消制度活用の事例＞

平成28年10月27日のグレーゾーン解消制度の活用結果についてのリリースにて、ドライバーマッチングサービスに係る道路運送法の取扱いについての回答が行われている。

